

第52期平成30年度第2回

香川地方最低賃金審議会

会 議 次 第

平成30年7月23日(月)

香川労働局 第1会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 香川県最低賃金改正に対する意見について

(2) その他

3 閉 会

第2回香川地方最低賃金審議会資料目次

労働者側

資料No.1

2018年度香川県最低賃金改定に対する意見書

日本労働組合総連合会香川県連合会 会長 森 信夫

資料No.2

2018年度香川県最低賃金額改定の審議にむけた意見書

香川県労働組合総連合（香川県労連） 議長 岩部 乃之

資料No.3

最低賃金 1,000 円の早期実現を求める意見書

最低賃金の大幅引き上げで女性の貧困解消を

香川県労働組合総連合女性部 部長 中平 朋子

使用者側

資料No.4

平成30年度香川県最低賃金の改定に関する意見書

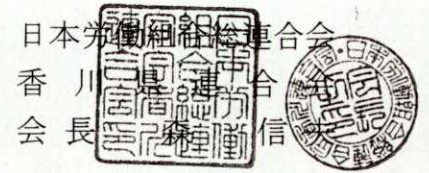
香川県経営者協会 会長 遠山 誠司

資料No.5

香川県最低賃金額の改定に当たっての意見書提出について

香川県タクシー協同組合 理事長 川畑 政廣

香川地方最低賃金審議会
会長 松浦 明治 様



2018年度香川県最低賃金改定に対する意見書

日頃より県内労働者の雇用の安定ならびに労働環境改善の向上など、ご尽力を頂いておりますことに対し、貴職および各側委員ならびに事務局職員の皆さまに敬意を表します。

香川県最低賃金改定の審議が開始されるにあたり、以下のとおり労働者を代表して意見を申し上げます。国内では職業を持つ人の約9割が雇用労働者という「雇用社会」にあり、ほとんどの労働者は、「労働力」の対価である賃金収入を「生活の糧」としています。最低賃金は「健康で文化的な最低限の生活」を保障する社会的セーフティネットの重要な柱であります。ぜひ最低賃金法の目的ならびに地域経済への好循環を実現させるためにも、実効ある最低賃金の改定にご尽力を賜りますようお願いいたします。

1. はじめに

日本の経済状況は、緩やかな回復基調が長期に亘って継続しており、海外経済の復調とともに輸出や生産は持ち直し、企業収益は過去最高となり、現在の景気回復の長さは、戦後2番目となった可能性があることが報告されています。有効求人倍率1.78倍や完全失業率2.2%といった雇用指標も良好な水準で推移していますが、多くの働く者・生活者が景気回復による実感をするまでには至っていません。また、格差・貧困は未だに深刻な状況が改善されておらず、とりわけ教育格差は子どもたちの可能性を狭め、将来のわが国の成長の妨げにつながりかねません。加えて、人口減少と超少子高齢化、AI・IoTをはじめとした技術革新などにより、わが国の社会構造や働き方は大きな変革期に差し掛かっています。

働く者を取り巻く現状を見ると、全雇用労働者に占める非正規労働者の割合はおよそ4割の2117万人（対前年同期比：100万人増）に達する中、生活保護受給者数は約214万人と微減となっているものの、低所得層の増大や格差の拡大により社会は不安定さを増しています。

現下、連合は「働くことを軸とする安心社会」の実現をめざしています。人は働くことで人とつながり、社会に参加できます。その実感が生活の安心と活力になります。地方において誰もが将来の生活に希望を持てる地域社会を実現するため、労働者の生活を支える最大の柱である賃金のセーフティネットたる最低賃金制度の役割はさらに重要度が増している今こそ、最低賃金の適正水準への引上げが必要です。

2. 最低賃金の意義・役割

最低賃金法第1条には同法の目的として、「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安

定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と記載されています。

賃金は本来、労使が「団体交渉」によって決定されます。しかし、パートタイム労働者や中小零細企業などに多く存在する賃金の低い労働者は、その多くが労働組合未組織です。そのため、使用者との対等な賃金・労働条件などの交渉が望めない実情です。

香川県においては、最低賃金近傍の賃金では1日8時間(22日/月)働いたとしても年間160万円程度です。相対的貧困率が15%とも言われる中、働く者がワーキングプアの状態を脱し、健康で文化的な最低限度の生活を営むことができる、労働の対価として相応しい水準に引き上げるべきだと確信しています。

3. 雇用戦略対話における合意の目標達成に向けて

2010年6月の雇用戦略対話における合意では「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ全国平均1,000円をめざす」としています。

香川においては以降8年間で102円引上げられたものの、800円は未だ達成できていない状況であります。特に乖離が大きいC・Dランクについては、地域活性化をはかるためにも大幅な引上げが必要であります。

そのためには、最低賃金の引き上げに向けた中小企業への更なる支援策の推進は言うまでもなく、引き上げ幅の議論に終始することなく、自立できる水準の底上げと格差是正をめざした議論が必要です。

すべての目標達成に向けて、政労使一体となった取り組みが必要です。

4. 地方創生・地域活性化に向けて

現状のまま何ら対策を講じなかった場合、2060年には県人口は約60万人まで減少するものと推計され、経済規模縮小、社会保障費増加ひいては地域社会衰退等が懸念されています。

そこで、香川県は2015年10月に「かがわ創生総合戦略」を策定し、人口の社会増減をプラスに転換するために若い世代の県外流出を防ぐことが大切としています。また同戦略の「基本目標1『人の流れを変える』」では、「働く場の確保」と「移住・定住の促進」を掲げています。

誰もが安心して生活を営み、医療・教育・介護なども含め、将来の展望を描ける『最低賃金の保障』により、地域での消費を拡大させ、県内経済を活性化させるための重要な要素だと考えます。

5. 働く人財の確保のために

本年4月に瀬戸大橋が開通して30年が経過しました。現在、香川・岡山両県や近隣地域を含めても必要不可欠で重要な役割を担っています。一時期の利用率の低迷期もありましたが、現在では約2,350万人/年の利用者がいます。

そのなかでは、香川県在住の新卒者が岡山県側へ就職先を求め、同じく岡山側の企業も香川からの採用活動を活発にしています。加えて、県外に進学した学生の中には、香川に帰郷するも就職は岡山の企業をめざすなど、瀬戸大橋を利用した優秀な人材の県外流失(ストロー効果)が多くなっています。最低賃金をみても、岡山781円、香川県766円と15円も差が生じております。この差は近年、平行線を辿っており、早期に格差是正を実現することで、岡山側からの人財を呼び込むことにつながるものと考えます。

6. 2018春季生活闘争の状況等

連合香川における2018春闘の妥結内容を見ると、すべての組合は「底上げ・底支え」「格差是正」に重点を置き、月例賃金にこだわった取り組みを進めてきました。企業規模にかかわらず昨年同時期を上回っており、「賃上げ」の流れは依然、力強く維持されています。特に、地場中小企業組合においては、昨年より積極的に賃金改善している企業が多い春闘結果が出ています。また非正規労働者に関する賃上げは、今後議論していく「同一労働同一賃金」の進展によっては、賃金改善は更に進むものと想定しています。

7. 各種指標からみた最低賃金額の妥当性

県内総生産（名目）や県民所得ならびにパート賃金の平均額等において、香川県は全国中位に位置するものの、最低賃金額は30番目と低位にあります。また平成29年度より適用されている「目安制度の在り方に関する全員協議会」で示された新たな指標の総合指数においては、Cランク・4番目の位置になります。

一方、香川県内の2017年度高松市の消費者物価指数は100.6%（2015年度：100%）、直近では2018年5月101.2%と上昇傾向にあります。その中では、「光熱・水道」「保険・医療」「交通・通信」など生計費に直結する3費目が、県内では上昇している状況にあります。

このように収支の実態にそぐわないと言える最低賃金が香川県では続いており、かつ都市部との金額差は現在もなお開くばかりです。地域実態に見合ったものが最低賃金であり、かつ「地方創生」のためにも、働く意欲のある労働者にとって魅力のある最低賃金に早期に是正する必要があります。

最後に、香川県における「健康で文化的な最低限度の生活を営める水準」について、前述しましたことをご認識いただき、今年度の改正審議の中で大幅な水準改善が図られることを心から期待申し上げ、2018年度香川県最低賃金改定に対する意見といたします。

以上

2018年7月13日

香川労働局長
 亀澤 典子 様
 香川地方最低賃金審議会会長
 松浦 明治 様



香川県労働組合総連合（香川県労連）
 議長 岩部 乃之



2018年度香川県最低賃金額改定の審議にむけた意見書

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、ご尽力いただいている皆様に敬意を表します。

さて、昨年の香川県の最低賃金改定では、中央最低賃金審議会目安額どおりの答申となりましたが、時給766円では労働基準法の趣旨をまっとうするものとなっていません。

この間の最低賃金の引上げによって、非正規雇用労働者の賃金が、最低賃金額に接近している実態が数多く見られるなど、最低賃金の改定が非正規雇用労働者の生活実態に直接影響を及ぼす状況がますます拡大しています。さらに、最低賃金の地域間格差は香川では192円、最大221円と昨年以上に広がり、その格差が低いランクの地方からの労働者の流出をさらに促し、地域経済の発展を阻害する一因であるともいえます。

各県労連で実施した最低生計費調査では、首都圏を含み全国での最低生計費には大きな差はなく、地域的に格差を設けることの理論的根拠について大いに疑問を抱いており、全国一律最低賃金制度こそがあるべき姿と考えています。（資料1）

そのため、地域間格差を無くし、政労使合意の実現に向けて、全体の水準をどのように底上げしていくかが求められています。

つきましては、下記事項を念頭に今年度の最低賃金改定作業を行うようお願いします。

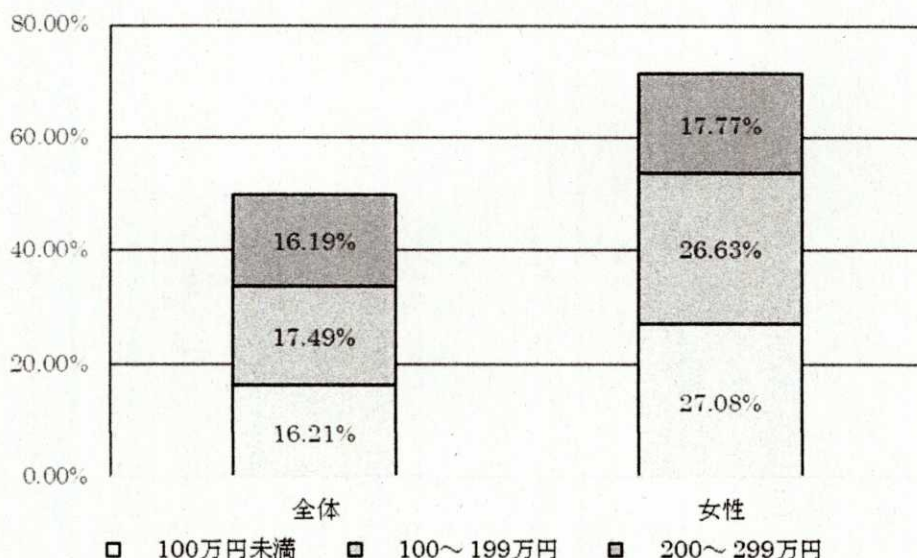
記

- 1 憲法、労働基準法の「最低生活」を保障する視点に立ち、最低賃金の改定を行ってください。

労働力調査によると、格差と貧困が加速度的に拡大し、今や有業者の約5割が、厚労省も“結婚の壁”と認める年収300万円以下の賃金しか得ていない。特に青年層は深刻な状況です。（図表1）だから、生活悪化が進行し、消費が冷え込むに止まらず、少子化がすすみ、人口減少社会に転落するなど、日本社会の持続可能性そのものが問われる深刻な事態となっています。また、女性の勤労低所得者の7割以上が300万円以下となっており、「はたらけどはたらけど 猶わが生活楽にならざり ちっと手を見る」と詠んだ石川啄木の世界が再び日本を覆いつつあるといっても過言でない状況です。

急増する低所得労働者

図表 1



2017年度データ

こうした現実を直視したうえで、最低賃金額を憲法25条の「健康で文化的な最低限」、労働基準法第1条の「人たるに値する最低限」の基準について、「働くことができない人」の生存権を保障する相対的貧困水準に準拠するのではなく、さらに非正規雇用労働者を「家庭の従属物」としてとらえるのではなく、憲法13条の「個人」としての存在を前提として、週40時間労働で、自立、子育てができ、再生産を保障できる生計費水準の賃金を確保できる最低賃金額に引き上げてください。

また、青年と非正規労働者など働く貧困層の生活実態と切実な声を審議に反映させるため、審議会委員の構成を見直すとともに、生計費に占める社会保障費や教育費を考慮し、貧困の解消についての視点なども加味してください。

2 早急に、1000円に到達させるための計画を策定してください。

昨今の引き上げ状況を見ると、A・Bランクに厚く、C・Dランクには薄い目安が基礎となる引き上げでは、香川県の最低賃金を1000円に届かせることは極めて困難です。

「ニッポン一億総活躍プラン」において最低賃金については、「年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円となることを目指す。このような最低賃金の引上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る。」とされています。3%の加重平均では、香川県の最低賃金が1,000円になることは遠い将来の出来事になります。

非正規雇用労働者が全労働者の37.5%です。その6割近くが年収200万円に満たない低賃金で働いている状況から、雇用戦略対話での政労使合意を早急に実現するためのプロセスについて、具体的な展望を策定する必要があります。

香川県の最低賃金を1000円にするための具体的展望が明らかになる目標達成計画の策定をお願いするものです。

また、先の要請においてお願いしている、最低賃金1000円の経済波及効果について

検討していただき、最低賃金の大幅引上げが地域経済に悪影響を及ぼさないかどうかの検討もお願いします。

3 最低賃金の大幅引き上げと併せて、以下の政策を実施してください。

- ① 「ニッポン一億総活躍プラン」にあるように、中小・下請け企業が、最低賃金の引き上げにともなうコストアップ分を適正に価格転嫁できるよう、公正取引ルールにかかわる制度を改善し、監督行政を整えてください。
- ② 中小企業における最低賃金の引き上げにかかわる助成金として、現在は「業務改善助成金」が実施されていますが、雇用促進税制や所得拡大促進税制と同様、自発的に取り組んだ企業への助成としており、実績があがっていません。予算を拡充し、最低賃金額の大幅引き上げと同時に、条件を満たす企業に給付権が発生する「最低賃金引き上げ支援助成金」へと制度を改正してください。

4 全国一律最低賃金制度の導入に向けた地域間格差の縮小をめざしてください。

最低賃金の地域間格差の拡大により、その格差が低いランクの地方からの労働者の流出をさらに促していることから、人口減等により全国の低いランクの地域では、地方の疲弊が大きな問題になっています。私たちが7月行った自治体要請懇談の中でも県内の自治体すべてが、人口減少について苦慮しており、子育て支援、地場産業育成に力を注がれていますが、「人口の流れと最低賃金」（資料2）を基に懇談した結果、地方から声を上げることに関心してもらいました。また、中央最低賃金審議会においてのランク分けについて、現状の打開を図るため地方から異議を唱える首長も出てきております。地域経済の活性化、産業振興、若年労働者の定着を促すため、全国一律最低賃金制度への転換と共に、地方審議会から意見を発信してください。

5 香川県最低賃金審議会運営規定の原則どおりに会議を公開してください。

7月4日に開催された第1回の審議会で、金額を決定する専門部会を例年通り非公開とすることが決定されました。これは極めて不適切な処置と考えます。

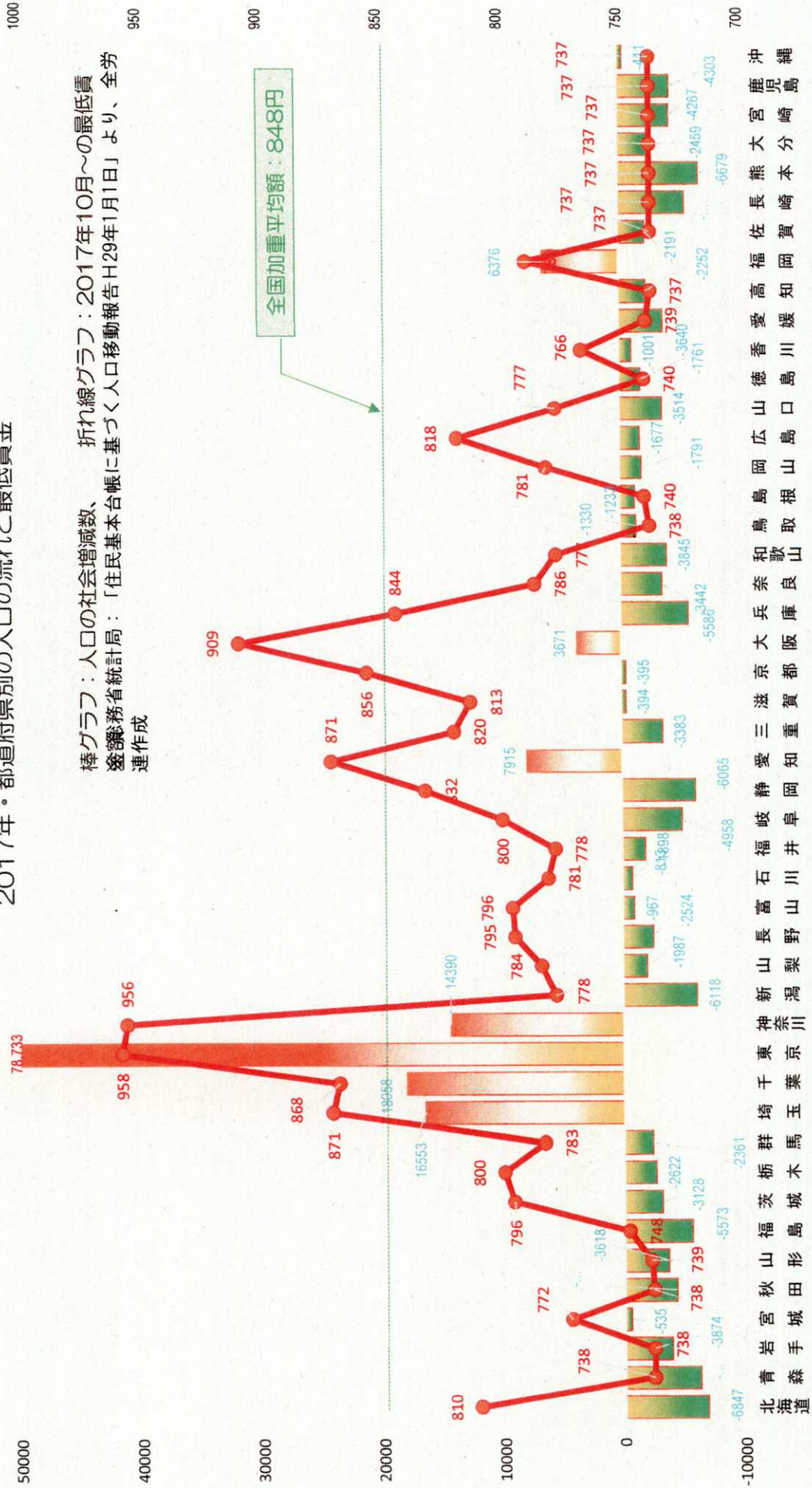
会議は運営規定どおり原則公開で行うべきものであり、「公開することにより、個人情報の保護や率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」などという理由は社会通念上理解ができませんし、審議会の中で公開、非公開を審議していただき、その理由を明らかにすべきではないでしょうか。

国会審議はもとより、労使で熾烈なやりとりがなされる労働政策審議会なども全て公開されています。専門部会が密室でなければ議論できない特別の事情はありませんので、改めて公開を要請するとともに非公開とした理由を具体的にご提示いただきたいと思います。

また、本審議会は議事録が公開されるようになりましたが、依然として専門部会は議事概要であり、単に審議の流れを示したものにすぎず、誰がどのような態度で発言し、その発言に対して、それぞれの委員の方々はどのような姿勢で受けとめたのかといった重要な質的情報が削除されています。それらを明らかにするのは民主主義の基本であり、少なくとも専門部会での審議が公開されるまでは詳細な議事録を公開してください。

以上

2017年・都道府県別の人口の流れと最低賃金



2018年7月13日

香川労働局長

亀澤 典子 様

香川地方最低賃金審議会会長

松浦 明治 様

香川県労働組合総連合女性部

部長 中平 朋子



最低賃金1,000円の早期実現を求める意見書

最低賃金の大幅引き上げで女性の貧困解消を

【意見の趣旨】

1. 最低賃金は、憲法第25条、労働基準法第1条に基づき、人たるに値する生活を保障するにふさわしい水準とすること。
当面、即時時給1,000円以上に引き上げるとともに、1,500円をめざすこと。
 - (1) 最低賃金は生計費原則に基づくものとすべきであり、生活保護の給付水準を上回る最低賃金の水準を保障すべきである。
 - (2) 最低賃金額は、女性が自立して生活を営める水準にすること。
2. 「女性の貧困」「子どもの貧困」をなくし、「少子化解消」「経済活性化」のために、最低賃金の大幅な引き上げを行うこと。

【意見理由】

1. 街頭シール投票から見てきた最低賃金766円に対する意見

今年3月、香川県労連女性部は高松駅前街頭シール投票を行いました。最低賃金766円は、「これでよい」「よくない」の2択で行いました。参加人数80名、「これでよい」1名、「よくない」79名でした。投票時には、「こんな学生でも嫌がるわ。」「こんなでは生活できんわ。」等、766円では安すぎるという切実な声がきかれました。

また、近隣の岡山県781円、広島県844円に対して、「こんなに近いのにこんなに違うん?」「こんなに違うんやったら帰ってこんはなあ」と驚きの声が上がりました。近県で生活に違いを大きく感じないにもかかわらず、岡山県とは15円、広島県とは78円もの差があることに疑問の声が上がっていました。

2. 生活費として時給1,500円程度は必要

全労連では「最低生活費試算調査」を実施しています。地方によって家計費用に個性はありますが、一人の労働者が自立して人間らしく暮らす為には、全国どこでも、月額23万円程度(時給にすると1,500円程度)が必要という結果が出ています。都市部と地方での生活費の

差はほとんどありませんでした。今すぐ時給1,000円以上に引き上げ、全国一律最低賃金を実現することが必要です。

3. 「女性の貧困」「子どもの貧困」をなくすために、最低賃金の引き上げを

女性労働者のなかで、非正規労働者が6割近くを占め、その中でもパート労働者の7割は女性です。女性労働者の賃金は、男性労働者の賃金の半分程度、女性非正規は男性正規の3割の賃金です。パート労働者の賃金は、現行の最低賃金すれすれであり、多くの女性が自らの収入で生計を維持することはできません。現在、香川県の最低賃金は766円であり、ひと月22日間（1日8時間）働いたとしても134,816円、年収160万円程度にしかなりません。また、国際的にも日本の女性労働者の賃金格差の実態は間接差別として指摘されているところであり、女性差別をなくし、女性の人権を確立するうえで、最低賃金の大幅引き上げが必要です。現行の男女賃金格差は年金受給額にも反映し、生涯所得での男女格差を生み出し、女性は生涯、貧困状態を抜け出すことが難しくなっています。高齢女性の貧困問題をも引き起こしている最低賃金を引き上げ、生涯にわたる女性差別を是正させることが求められています。

また、日本の子どもの貧困率は16%と非常に高い現状です。10世帯に1世帯はひとり親世帯であり、8割以上は母子家庭です。ひとり親世帯の貧困率は54.6%であり、貧困の連鎖を断ち切るためには、母子家庭世帯の母親の稼働所得水準を上げることが喫緊の課題でもあります。

4. 少子化の解消のためにも最低賃金の引き上げを

少子化の主因は、適齢期の男女が結婚しなくなったためだと言われています。非婚化、晩婚化が進む理由として、男女ともに非正規雇用が進み雇用が不安定になっていることが大きな原因の一つとなっています。日本全体の非正規労働者の割合は4割近くを占めるに至っています。結婚しても子どもを養える賃金が保障されていないため、子どもを産めない、産んでも少数が増えています。

少子化の解消のためにも、結婚できる賃金、さらに、子どもを育てられる賃金の保障が求められています。

5. 地域間格差を是正し、香川県経済の活性化のためにも最低賃金の引き上げを

2017年の地域別最低賃金の改定により、地域間格差は最低額737円から最高額958円と3割近い格差があり、その差は広がっています。香川県は766円 全国21位です。近隣他県と比較して、羨む声を街頭シール投票時にも聞きました。賃金格差によって、労働者は仕事と豊かさを求めて都市部に流出していきます。その結果、地方の人手不足を招き、経済の疲弊を招いています。経済の健全な成長と地域間是正のためにも、最低賃金の大幅引き上げが必要です。

香川の最低賃金

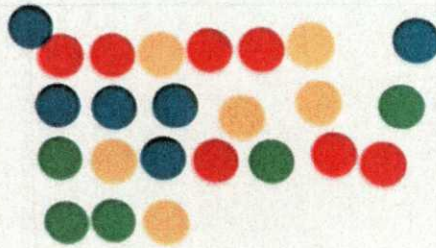
全国30位 **766円**

岡山 23位 781円 広島 11位 844円

これでええんな？

ええんちゃうん！

いかんやろ！



香経協発第24号
平成30年7月11日

香川地方最低賃金審議会
会長 松浦明治 殿



香川県経営者協会
会長 遠山 誠司

平成30年度香川県最低賃金の改定に関する意見書

日頃より、雇用の安定や労働環境の改善などにむけて、ご尽力いただいております貴職および各側委員ならびに事務局職員の皆様に敬意を表します。

香川県最低賃金改定の審議が開始されるにあたって、以下のとおり使用者を代表して意見を申し上げます。

1. はじめに

最近のさまざまな景気見通しは、「緩やかな回復が続いている」という論調がある一方で、バブル経済末期以来の深刻な人手不足あるいは米国や欧州の政治・経済動向、北朝鮮・中東情勢などによる景気の下振れリスクが懸念されるなど先行き不透明感が漂っている。

こうした中、わが国企業数の99.7%を占め、労働者の7割を雇用している中小・零細企業の大多数は欠損法人であり、厳しい価格競争にさらされ、資金力・人材力も乏しいうえ、労働分配率も高く、不況の影響も深刻で、企業の存続、雇用の維持が常に危ぶまれる。

このため、政策的な目標設定による最低賃金の大幅な引き上げは、中小企業のコスト構造を圧迫し、雇用者全体の賃金水準を押し下げる要因ともなり、雇用維持の観点からも大きな障害となる。

また、欧米諸国に比べ、年功的な賃金カーブが形成され、今なお、トップレベルにある我が国の賃金水準は、一部、職務給体系に移行しつつあるものの、年功賃金カーブの軌道修正には時間を要するため、職務の標準化による雇用形態の多様化への対応や総額人件費管理が指向されている。

一方、最低賃金は、正社員とは雇用契約期間や仕事の範囲、将来にわたるキャリア設定などが異なる労働者に適用されるケースが一般的であり、一概に正社員の賃金と対比できるものではない。特に、経済のグローバル化が加速する状況下にあっては、同一職種の賃金水準を比較検証し、目標設定に反映していくことが重要である。

これらのことを踏まえ、本年度の最低賃金の審議にあたっては、最低賃金近辺で多くの人を雇用している中小零細企業の厳しい経営実態を踏まえつつ、自社の存続と雇用の維持を最優先として懸命に努力している経営者の声を傾聴していただき、最低賃金の引き上げには慎重な審議を強く望むものである。

2. 企業の景況感について

(1) 日本総合研究所：日本経済展望の概要

日本総合研究所が、平成30年6月5日に発表した日本経済展望によれば、我が国景気は、底固い内外需を背景に、景気回復が続いている。4月の鉱工業生産指数は、前月比+0.3%と事前予想を下回る小幅上昇となった。これは、輸送機械やはん用・生産用・業務用機械などで上昇した半面、在庫調整下にある電子部品・デバイスなどで低下したことによるもの。

企業収益は堅調が持続している。人手不足の深刻化を背景とした人件費の増加が収益下押し要因となったものの、内外需が堅調に推移するなか、売上高の拡大が収益改善に寄与した。

設備投資は、キャッシュフローが潤沢ななか、人手不足を背景とした合理化・省力化投資等を中心に緩やかな増加基調となっている。

今年の春闘では、働き方改革に関する2点が重要なテーマとなった。

第1に、労働時間の削減である。長時間労働者のシェアは趨勢的に低下傾向にあるものの、依然としてフルタイム労働者の10%強が長時間労働を強いられている状況であり、長時間労働による健康被害が社会問題となるなか、長時間労働の削減に向けた議論が活発になった。

第2に、シニア雇用の待遇改善の問題である。多くの企業では、定年後も働き続ける場合、再雇用に伴い給与が大幅に減少する。人手不足の深刻化を受け、高齢者の活用が急務になるなか、賃金体系や労働条件を見直すことで、高齢者の就業意欲を高めようという狙いが背景にある。

これらの改革は、マクロ経済に対してプラスに働くものの、若者の消費活動に悪影響を与える懸念もある。労働時間の削減は、残業代の減少を通じて、所得水準を押し下げる。20代後半や30代前半の正社員では、給与総額に占める残業代のシェアが高いため、残業削減による所得の下振れが大きい。

シニア雇用の待遇改善も、企業の人件費抑制姿勢が根強いなかでは、若手や中堅社員の賃金にしわ寄せが及ぶ懸念がある。実際、産業・企業規模別の賃金上昇率データは、高齢者の賃金を大きく引き上げた企業で、相対的に現役世代の賃上げが抑制されている可能性を示唆している。

(2) 日銀発表：企業短期経済観測調査（短観）の概要

日銀が7月2日に発表した6月の企業短期経済観測調査（短観）は、大企業製造業の景況感を示す業況感を示す業況判断指数(DI)が前回の3月調査から3ポイント下落のプラス21となり、2四半期連続で悪化した。原材料価格や人件費の上昇が響き企業心理が冷え込んだ。2四半期連続の悪化は、2012年12月調査以来5年半ぶりとなる。米国を発端とする貿易摩擦への警戒感も影響したとみられ、拡大を続けてきた日本経済の先行きに暗雲が広がってきた。拡大の好循環にほころびが目立ち始めた。保護主義へと暴走するかのようなトランプ大統領の一挙手一投足に日本企業の不安が増幅、人手不足を克服し、力強く成長するシナリオも容易に描けない。安倍晋三首相がよって立つアベノミクスは多難の時を迎えた。

原材料などの仕入れ費用が増加しているのに、販売価格への転嫁が思うように進まない現状が浮かんできた。人手不足の問題に加え、原油価格の上昇が続けば、仕入れコストのさらなる高騰を招き、企業収益が一段と圧迫されかねない。

(3) 日銀高松支店発表：香川県の企業短期経済観測調査結果の概要

日本銀行高松支店が、平成30年7月6日に発表した香川県の企業短期経済観測調査結果（5月調査）によると、香川県内の景気は、回復している。個人消費は着実に持ち直している。公共投資は高水準となっている。住宅投資は貸家を中心に減少している。こうした中、企業の生産動向は振れを伴いつつも、緩やかに持ち直している。雇用・所得情勢をみると、労働需給は引き締まっており、雇用者所得も緩やかに持ち直している。

また、7月2日に発表した業況判断DI調査結果では、県内企業116社（うち大企業11社）の業況判断DIは、4となっており、前回調査より3ポイント低下している。また、先行きについては、9月予測値は6となっている。

製造業では、▲8と2ポイント改善しているが、9月予測値は▲2と改善する見通し。非製造業では13で前回より5ポイント悪化。9月予測値は12となっている。香川は、製造業で改善し、非製造業で低下、9月予想でも製造業で改善、非製造業で少し低下の予想である。

業況判断DI（香川県）

（「良い」－「悪い」社数の構成比%ポイント、（ ）内は前回調査の予測）

	17/3月	6月	9月	12月	18/3月	6月	9月 (予測)
製造業	▲6	0	▲2	▲2	▲10	(▲8) ▲8	▲2
非製造業	13	17	12	13	18	(16) 13	12
全産業	5	10	6	7	7	(6) 4	6

(4) 高松商工会議所発表：平成30年4～6月期の管内景気動向調査の概要

高松商工会議所がまとめた平成30年4～6月期の管内景気動向調査によると、同商工会議所に加盟する中小企業145社の今期の景気判断DIは、前年同期比、前期比ともに悪化した。インバウンドで引き続き好調な企業が多いサービス業が景気判断DI等を引き上げたものの、人手不足による受注の損失、人件費や燃料代などのコスト増、競合他社や大手企業の参入等による低価格競争による利益率の低下などの問題が挙げられている。先行きについては、インバウンド等への期待だけでなく、季節商品の需要拡大への期待などがみられたが、長引く人手不足やコスト増、規制緩和による競合他社の増加などから、慎重な見通しとなっている。

経営上の問題として、最も多く挙げられているのは、「売上不振」で、全業種合計で34件(24.6%)となっている。次いで、「求人難」が33件(23.9%)となっている。その他として利用者ニーズの変化への対応や同業他社や新規参入者などによる競争激化などを挙げている。

3. 香川県内の雇用情勢

香川労働局が平成30年6月28日に発表した県下の5月の雇用情勢判断は、「改善が進んでいる」としている。

平成30年5月の香川県における有効求人倍率は1.78倍（全国9位）で、平成23年8月から82ヵ月連続で1倍台となっている。

一方、正社員の有効求人倍率は、前年同月を 0.07 ポイント上回る 1.24 倍であり、全体の有効求人倍率に比べると、依然として低い水準にある。

求人の産業別の動向では、建設業、製造業などで、増加傾向が続いているが、情報通信業、運輸業、郵便業などでは減少傾向がみられる。

4. 2018年春の賃上げについて

経団連が平成 30 年 4 月 25 日に発表した大手企業の賃上げ率（加重平均による）は、昨年の 2.42% を 0.12 ポイント上回る 2.54% となり、妥結額平均は 8,621 円で、昨年の 8,184 円より 437 円上回った。

一方、経団連が 6 月 15 日まとめた、中小企業（従業員 500 人未満）741 社の賃上げは、1.91% で前年より 0.07 ポイント上回り、妥結額も 4,805 円で 110 円の微増となっている。

また、当経協会員企業 31 社の平成 30 年の賃上げ率（単純平均による）は、6 月 29 日現在では、対前年比 0.14 ポイント微増の 1.93% となり、妥結額は 5,123 円だった。

昨年同様 妥結時期の遅れや賃金改定を実施しない企業の増加がみられるなどにより、回答が得られにくくなっており、実勢が掴みにくい状況となっている。

5. 物価について

平成 29 年度の高松市消費者物価指数（総合指数）は、平成 27 年度を 100 とした総合指数で 100.3 となり、前年より 0.4% 上昇した。

10 大費目指数の動きを前年比で見ると、「光熱・水道」「教育」「保健医療」などの 7 費目で上昇し、「家具・家事用品」「住居」「被服及び履物」などの 3 費目で 4 下落している。

6. 初任給について

新規学卒者に対する初任給は、新規学卒者への求人意欲は高まっているものの、経営環境の不透明感から、ほとんどの企業で引き上げる動きはみられない。その一方で、人材不足や採用難などから、やむを得ず、少額ながらも初任給を見直そうという企業も一部に見られた。

7. 香川県内における 2018 年上半期の企業倒産（帝国データバンク高松支店）

帝国データバンク高松支店が 7 月 5 日発表した 2018 年上半期（1～6 月）の香川県内における企業倒産集計（負債額 1 千万円以上、法的整理）によると、倒産件数は前年同期比 4 件増の 23 件で、上半期として 2 年連続で増加した。負債が 10 億円を超える倒産が 3 件あったことが影響し、負債総額は前年同期の約 3 倍の 79 億 6200 百万円で、過去 5 年間で最高となった。

同支店は「原材料価格の高騰を懸念する声が多く、業種や企業規模間の格差も広がっている」として、「県内企業の倒産は増加傾向にある」と分析している、

増加要因は、後継者問題などに加え、「借入金の返済条件緩和を受けている企業に対する金融機関の支援動向なども注視する必要がある」とした。

件数を業種別にみると、サービス業が6件で、最多となっており、次いで、卸売業の5件、小売業の4件などと続いた。原因は、販売不振が13件で8割近くを占めた。

負債額別では、5千万円以上1億円未満が最も多く、7件となっており、1億円以上5億円未満6件、5千万円未満5件の順となり、前年同期は0件だった10億円以上の倒産が3件あった。

8. 四国地区 人手不足に対する企業の動向調査（帝国データバンク）

2017年度の有効求人倍率が44年ぶりの高水準を記録するなど、労働需給はひっ迫度を増している。こうしたなか、企業においては人件費の上昇などを通じて、収益環境への影響も現れはじめた。また、優秀な人材の確保が難しくなっていることに加え、人手不足に伴う供給制約が日本経済の成長に対する懸念材料となってきた。一方、労働環境は求職者側に明るい状況となっており、就業機会の拡大や労働者の賃金上昇につながる好材料ともなっている。

そこで、帝国データバンク高松支店は2018年4月、四国地区741社に対して、人手不足に対する四国地区の企業の見解を299社から回答を得た。

正社員が不足している四国地区の企業は47.8%。1年前（2017年4月）から2.5ポイント増加し、4月としては過去最高を更新。「全国」（49.2%）との比較では1.4ポイント下回る。

規模別にみると、「大企業」は63.0%（前年同月比2割増）が正社員について、「不足」と考え、「全国」（57.2%）と比較しても5.8ポイント上回る。「四国」の大企業における人手不足は深刻である。

また、「中小企業」は44.3%（前年同月比1.3ポイント減）、中小企業のうち、「小規模企業」は42.9%（同5.4ポイント増）が「不足」と回答した。規模の大きい企業ほど正社員に対する不足感が強くなる傾向で推移するなか、小規模企業の人手不足も広がっている。

業種別にみると、主要5業種で正社員について「不足」しているとの回答は「建設」（60.0%）が最高。

地域別にみると、正社員が「不足」しているとの回答は「高知県」（53.1%）が最高。次いで、「香川県」（52.0%）、「愛媛県」（50.0%）、「徳島県」（20.6%）の順に。3県が、「全国」（49.2%）を上回る。

9. むすび

景気の動向、賃上げ、雇用情勢、各種の経済指標ならびに中小企業の経営実態を考慮すれば、昨年同様非常に厳しい状況にあり、最低賃金を大幅に引き上げる状況となっていない。

以上

香タク協第27号
平成30年7月10日香川地方最低賃金審議会
会長 松浦 明治 殿香川県タクシー協同組合
理事長 川畑 政廣

香川県最低賃金額の改定に当たっての意見書提出について

謹啓 平素はタクシー乗務員の労働条件の改善にご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、香川労働局長におかれましては、去る7月4日に平成30年度香川県最低賃金の改定について貴会に諮問された旨伺っておりますが、香川県最低賃金額につきましては、平成19年から大幅な引き上げが続いており、その結果、労働集約産業であり、必要経費に占める人件費の割合が大きいタクシー事業にとっては、その影響は非常に大きく経営を圧迫するところとなっております、このままではタクシー事業を継続できるのか極めて憂慮しているところです。

もとより、賃金の引き上げが実現され、経済が発展するとともに、県民生活がより豊かになることは、県民全員が均しく願うところであり、当タクシー業界におきましても強く願望するところではありますが、賃金の引き上げは生産性が向上し、事業の賃金支払能力に余力が生じて初めて可能となるものであり、決して賃金の引き上げが先行するものではないと考えております。

タクシー業界は、我が国の経済状況の影響を強く受け、長期的に利用客が減少し、需給バランスに均衡を欠くとともに乗務員の労働条件が著しく悪化しました。

このため、平成26年1月27日に「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が施行されたところであり、同法に基づき設置された地域の協議会において適正化及び活性化に向けて更なる取り組みの強化を行っております。このような状況の下、今後も法人タクシーは利用者ニーズに応じて安全・安心に加え質の高いサービスを提供し、地域公共交通機関としての使命を達成できるよう各種改善等に努めておりますが、いまだ労働条件が十分に改善できるまでには至っていないのが現状です。

また、中小企業が大半を占めるタクシー業界においては、景気回復を実感できる状況には全くなく、タクシー事業を取り巻く経営環境は依然として大変厳しい状況が続いております。

つきましては、貴会におかれましては、地域別最低賃金の原則を定めた最低賃金法第9条の趣旨になおご斟酌を賜りますとともに、タクシー業界の実情にご理解を賜り、香川県最低賃金の改定に当たりましては、慎重の上にも慎重にご審議を賜りますようお願い申し上げます。

謹白